

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第13回会議録



開会 平成17年4月28日(木)

閉会 平成17年4月28日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

| | | |
|--------------|--|----------------------|
| 会議の名称 | 第13回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 | |
| 開催日時 | 平成 17 年4月28日(木) 午後 1 時33分 開会 ・ 午後 3 時32分 閉会 | |
| 開催場所 | 大野原町中央公民館3階講義室 | |
| 出席者氏名 | 別紙 合併協議会出席者名簿のとおり | |
| 欠席者氏名 | 別紙 合併協議会出席者名簿のとおり | |
| 事務局氏名 | 別紙 合併協議会出席者名簿のとおり | |
| 関係者氏名 | 別紙 合併協議会出席者名簿のとおり | |
| 会議事項 | 1 議題 別添 会議資料のとおり | 2 会議結果 別添 会議録のとおり |
| 会議の経過 | 別添 会議録のとおり | |
| 会議資料 | 別添 会議資料のとおり | |
| その他の 必要事項 | | |

第 1 3 回合併協議会出席者名簿

| | 委 員 氏 名 | | 出欠等 | 委 員 氏 名 | | 出欠等 |
|----------|---|-------|-------|---------|-------|--------|
| | 出席並びに 欠席委員 出席 16名 欠席 1名 凡 例 出席 欠席 × | 会 長 | 平野 清 | | 委 員 | 加藤 義和 |
| 副会長 | | 佐伯 文男 | | 委 員 | 久保 等 | |
| 副会長 | | 白川 晴司 | | 委 員 | 森 英雄 | |
| 委 員 | | 大倉 利夫 | | 委 員 | 石川美千子 | |
| 委 員 | | 大山 保徳 | | 委 員 | 合田久仁男 | |
| 委 員 | | 高森 直二 | | 委 員 | 横内十三枝 | |
| 委 員 | | 藤田 芳種 | | 委 員 | | |
| 委 員 | | 大久保隆敏 | | 委 員 | | |
| 委 員 | | 井上 浩司 | | 委 員 | | |
| 委 員 | | 美藤 広 | | 委 員 | | |
| 委 員 | | 藤岡 勉 | | 委 員 | | |
| 委 員 | | 合田 要 | | 委 員 | | |
| 合併協議会事務局 | | 事務局長 | 大木 和郎 | | 総務広報班 | 長谷川加奈子 |
| | 事務局次長 | 象山 稔彦 | | 調 整 班 | 山地 康博 | |
| | 班長(総務広報) | 石川喜代美 | | 総務広報班 | 藤井久美子 | |
| | 班長(計画) | 合田 善春 | | 調 整 班 | 細川 勝美 | |
| | 班長(調整) | 好川 高雄 | | 計 画 班 | 小山 悟司 | |
| | 調 整 班 | 合田 博晃 | | | | |
| 関 係 者 | 財政部会長 | 三好 治夫 | | | | |
| | 健康福祉部会長 | 石川 和明 | | | | |
| | | | | | | |

第13回合併協議会会議録索引

| 件 名 | 頁 数 |
|---|------|
| 1 開 会 | 1 |
| 2 会長あいさつ | 1 |
| 3 議 事 | 1～20 |
| (1) 報告事項 | 2～9 |
| (1) 報告第34号 市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示について | 2～3 |
| (2) 報告第35号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部改正について | 3～4 |
| (3) 報告第36号 新市誕生に向けての啓発事業について | 4～5 |
| (4) 報告第37号 介護保険事業の取扱いについて | 5～6 |
| (5) 報告第38号 指定金融機関の取扱いについて | 6～9 |
| (2) 協議事項 | 9～20 |
| (1) 協議第26号 新市の市章の選定(その1)について | 9～20 |
| (3) その他 | 20 |
| (1) 第14回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について | 20 |
| 4 閉 会 | 20 |

【午後 1 時 3 3 分開会】

大木事務局長 皆様方には大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第 1 3 回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木和郎でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

新緑の大変いい季節に相なりました。今回は平成 1 7 年度になりまして初めての協議会でございますが、今日は加藤委員さんが欠席でございますが、ほかの委員さん全員出席いただきまして、第 1 3 回の協議会が開会できますことを厚くお礼申し上げたいと思います。

いよいよもう合併もあと 5 カ月という、非常に、毎月ひと月ずつ減っていく状況でございますが、いよいよ最後の詰めの協議にならうかと思いますが、皆さん方のご協力を賜りますことをお願い申し上げます。御礼に代えます。今日はどうもありがとうございます。

大木事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第 1 0 条第 2 項の規定により会長が議長となることになっておりますので、会長、よろしく願いをいたします。

議長 議事につきましては、規約第 1 0 条第 2 項の規定により会長が議長となっておりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

規約第 1 0 条第 1 項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。

委員 1 7 名中、出席者 1 6 名、欠席者 1 名。よって、本日の会議は成立したことを報告させていただきます。

なお、欠席されます加藤委員さんからは、用務のため本日の会議を欠席する旨の連絡をいただいておりますので、連絡しておきます。

また、本日多岐にわたる調整結果等ご報告させていただくことに際しまして、1市2町の専門部会長を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には冒頭に所属市町名とお名前をよろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、発言に際しましては職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、お願いいたします。

それでは、まず報告第34号市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示につきまして、事務局長より説明を願います。

事務局長 事務局長の大木でございます。

報告第34号市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示についてご報告を申し上げます。

それでは、会議資料2ページ並びに3ページをお開きいただきたいと思います。

観音寺市、大野原、豊浜町の合併につきましては、1月27日合併協定調印式を行い、これを受けまして3月8日の各議会に廃置分合関連議案を提案させていただき、各議会で原案可決をいただきました。そして、3月9日、1市2町の市長、町長が県知事に関係書類を添えて廃置分合申請書の提出をいたしました。県では、2月定例議会へ1市2町の廃置分合議案を提出し、3月24日の県議会で議決を経まして、ここに写しを掲載してございますが、4月1日に香川県知事が地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年10月11日から観音寺市、三豊郡大野原町及び同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新たに観音寺市を置くものとする旨の決定を行い、同日付で総務大臣へ届出を行っております。

4ページをご覧くださいと思います。

本日4月28日付で総務大臣の告示がなされました。恐れ入りますが、総務省告示第何号のところへ、告示番号539号、また告示日を平成17年4月28日とご記入していただければと存じます。

いよいよ総務大臣の告示によりまして合併の効力が発生するということで、この告示によりまして平成17年10月11日より新しい観音寺市が誕生することが確定されたわけです。本日総務大臣の告示を受けまして、1市2町の庁舎に懸垂幕を、また公共施設等に啓発看板を設置いたしました。また、連休明けの5月6日には各庁舎に合併カウンタダウンボードを設置したり卓上ミニのぼりを配付いたしまして、間近に迫った合併機運

を盛り上げてまいりたいと存じます。

以上、報告第34号市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示についての報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま事務局長より報告第34号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第34号市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示につきましては、報告がありましたとおりに承知いただいたものとします。

次に、報告第35号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部改正につきまして、総務広報班長より説明をお願いします。

事務局 総務広報班の石川です。よろしくお願いします。

5ページをお開きください。

報告第35号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部改正についてご報告するものでございます。

この4月1日に観音寺市と豊浜町でお二人の幹事の変更がございました。この報告第35号につきましては、豊浜町の4月1日付の人事異動に伴います一部改正でございます。

次のページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程別表第3条の定める幹事につきまして、4月1日付をもっての変更でございます。表をご覧いただきたいと思いますが、豊浜町の職名の欄で一番下に、改正前は「総務課長補佐」とありましたものを「総務課主幹」と改正させていただいております。

次のページ、参考資料として7ページ、8ページに改正後の幹事会規程を添付させていただいております。

報告第35号につきましては以上でございます。

議長 ただいま総務広報班長より報告第35号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第35号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部改正につきましては、報告がありましたとおりに承知いただいたものと

します。

なお、ここで私の方から4月1日付の人事異動に伴いまして新しく幹事になられたお二人を紹介申し上げます。

観音寺市企画課藤田賢一課長でございます。藤田課長さん、ご挨拶願います。

藤田幹事 観音寺市の企画課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 豊浜町総務課合田広侍主幹でございます。

合田幹事 豊浜町の合田です。よろしくお願います。

議長 次に、報告第36号新市誕生に向けての啓発事業につきまして、計画班長より説明を願います。

事務局 事務局計画班長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

報告第36号新市誕生に向けての啓発事業について、別紙のとおり報告いたします。

恐れ入りますが、協議会資料10ページをご覧くださいと思います。

先ほど大木局長の方から報告がありましたとおり、本日4月28日付で1市2町の合併について総務大臣による告示がございました。この告示によりまして、1市2町の合併の効力が生じます。このようなことから、10月11日の新しい観音寺市誕生に向け、1市2町の地域住民の方々をはじめ近隣に広く周知するために、前回の合併協議会でご確認いただきました17年度事業計画及び予算に基づきまして、次のような啓発事業を実施してまいります。ご存じのとおり、既に実施したものと今取り掛かっているもの、またこれから取り組む事業についてご報告させていただきます。

1の啓発看板等の設置についてでございますが、懸垂幕につきましては、本日28日午前中に1市2町それぞれの庁舎に懸垂幕を設置いたしました。立看板につきましても、本日JR観音寺駅ほか公民館など公共施設36カ所に設置いたしております。新市誕生までの残り日数を示すカウントダウンボードにつきましては、1市2町の庁舎1階フロアに設置いたします。

なお、設置日は来週5月6日金曜日、時間は観音寺市が午前10時から、大野原町、豊浜町では午前8時30分から関係者によります設置式を予定いたしております。

マグネットシートでございますが、1市2町の公用車の車体に貼り付け、住民の方々に周知してまいります。卓上ミニのぼりにつきましては、庁舎の窓口や公共施設に卓上ミニのぼりを設置し、お見えになる住民の方々に周知してまいります。

なお、委員の皆様のお手元に昨日届きましたこのミニのぼりを1セットずつお配りさせていただいておりますので、お持ち帰りいただき、何かと折に触れて合併のPRに活用していただきたいと思います。

以上の から までの看板等につきましては、既に設置済みのものもありますが、そのほかは5月上旬に配付し、掲示してまいります。ポスターとチラシにつきましては、これから作成に取り掛かり、庁舎や公共施設に掲示し、また関係機関に配付してPRに努めてまいります。

なお、チラシは1市2町の全世帯に配布する予定でございます。

次に、2の新市のガイドブック(仮称)の作成についてでございますが、新市の行政サービスや本庁、支所の業務案内、新市の公共施設の役割を住民の皆様を紹介するために冊子を作成し、全世帯に配布しようとするものでございます。

3の新市誕生新聞広告掲載についてでございますが、10月11日の新市誕生を記念し、当日の朝刊に地方紙が特集記事の掲載を予定いたしております。この特集記事に合わせまして、広告を掲載しようとするものでございます。

次に、恐れ入りますが、11ページをお開きいただきたいと思います。

合併啓発看板等のデザインの資料でございます。懸垂幕から の卓上ミニのぼりにつきまして、ご覧のようなデザイン、色使いでもって製作いたしております。

なお、 のカウントダウンボードでございますが、166日とありますが、これは本日28日より合併期日までのあと166日ということでございます。

これで、簡単ではございますが、報告第36号新市誕生に向けての啓発事業についての報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま計画班長より報告第36号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第36号新市誕生に向けての啓発事業につきましては、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第37号介護保険事業の取扱いにつきまして、健康福祉部会長より説明を願います。

健康福祉部会長 健康福祉部会長の石川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第37号介護保険事業の取扱いについてご報告申し上げます。

12ページ並びに13ページをお開き願います。

豊浜町の介護老人保健施設わたつみ苑につきましては、昨年の10月27日に開催されました第9回合併協議会におきまして、合併時までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討するという調整方針が確認されております。譲渡に向けましては、組合を構成する1市2町及び山本町、財田町議会による承認が得られ、かつ豊浜町さんにより譲渡に向けた手続が進められた結果、平成17年4月1日をもって三豊総合病院組合への譲渡がなされましたので、その旨ご報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま健康福祉部会長より報告第37号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第37号介護保険事業の取扱いにつきまして、報告がありましたとお承知いただいたものとします。

次に、報告第38号指定金融機関の取扱いにつきまして、財政部会長より説明を願います。

財政部会長 財政部会長の三好でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第38号指定金融機関の取扱いにつきましてご報告いたします。

会議資料の14ページ及び15ページでございます。

報告第38号指定金融機関の取扱いについて

指定金融機関の取扱いにつきまして、別紙のとおり報告いたします。

指定金融機関の取扱いにつきましては、地方自治法第235条第2項で、市町村は政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納または支払いの事務を取り扱わせることができると規定してございます。合併関係市町において指定金融機関が異なる場合、地方自治法第235条及び同法施行令第168条の規定によりまして、合併時には1つの銀行等を指定することとなります。

新設合併の場合、合併関係市町すべてが指定金融機関の指定の取り消しと契約解除を行う必要がございます。指定金融機関の指定の取り消しに当たっては、法令上議会の議決を必要とするものではございませんから、合併関係市町は合併日の前日をもって指定を取り消し、それぞれの金融機関との契約を解除いたします。そして、合併日に新市において1

つの金融機関を市長職務執行者の専決処分によりまして指定し、契約を締結することとなります。このとき、どの金融機関を指定金融機関として指定するかを、合併協議の中で協議しておくことが必要となります。

なお、金融機関を指定する専決処分は、地方自治法第179条の規定によるもののため、新市の最初の議会に報告し、承認を求めることとなります。

現在の各市町の指定金融機関の状況は、会議資料の15ページでございますように、観音寺市が株式会社百十四銀行、大野原町が香川豊南農業協同組合、豊浜町が香川県農業協同組合となっております。この3行を対象に、文書にて新市における指定金融機関の取り組み方針について照会をいたしました。その結果、百十四銀行、香川県農協につきましては指定金融機関としての取り組み方針の文書による提出があり、また香川豊南農協については文書により辞退届の提出がございました。そこで、提出のあった百十四銀行及び香川県農業協同組合の2行から指定をするということで、取り組み方針等をもとにそれぞれ選定いたしました結果、部会といたしまして百十四銀行を指定金融機関とすることといたしました。

百十四銀行を指定金融機関とする理由といたしましては、まず第1点目に、指定金融機関として、1つ、公金の取扱いに支障を来さない。2つ、公金事務を円滑に運営できるだけの処理能力がある。3つ、資金需要の増大にも対処できる。4つ、指定代理金融機関及び収納代理金融機関などを統括する能力がある。5つ、相当数の店舗を持ち、市民の利便性に役立つ。

また、大きく第2点目といたしましては、現在まで観音寺市の指定金融機関として市公金の事務処理を適正に行い、責務を全うしている。

3点目といたしまして、両者を比較すると資金量、職員数等において大きな較差があり、今後増大する支払い資金の確保、緊急を要する事務処理等にも柔軟に対応できるほか、現在の1市2町それぞれに店舗を有することから、市民の利便性や住民サービスの向上が図られる。

4点目といたしまして、香川県をはじめ県内の市の殆んどが指定金融機関としている。

5点目として、日本銀行取扱機関となっており、国への支払い等が円滑に行える。

6点目として、競輪事業関係の取扱いについて、その経験とノウハウを有している。

以上のような理由によりまして、百十四銀行を指定金融機関に指定することと調整いたしました。

以上、簡単ではありますが、指定金融機関についての報告を終わります。

議長 ただいま財政部会長より第38号につきまして報告がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

合田久仁男委員 豊浜、合田です。

一番最後の百十四銀行を指定金融機関ということは、これは結構なことだと思いますが、一番最後の168条の2のところにちょっと文があるんですが、指定代理金融機関及び収納代理金融機関、公金の収納または支払いの事務を総括すると。これは百十四へ言わないかんことかもわかりませんが、私たち豊浜については納税貯蓄組合、これは非常に収納率も高いし、こういうことになると、何も指定もないのにこういう事務をするということがどんなものかということをお尋ねしたいんですが。どこにも納税貯蓄組合はあると思うんですけども、豊浜の場合はもう伝統的にかなり収納率も高いし、やめてええんだったら解散してでもできるんですが、しかしそれについてはやっぱり行政にもこれ貢献できないかんという気持ちは変わりませんので、そこらのひとつ見解をお願いしたらと思います。

議長 説明願います。

財政部会長 合田委員さんのご質問にお答えいたします。

百十四銀行が指定金融機関に決定した場合に、指定代理金融機関、また収納代理金融機関等の問題でございますけれども、それらの金融機関の指定に当たりましては、これは数の制限もなく、また議会の議決も必要といたしませんけれども、自治法の施行令168条第8項の規定によりまして、指定代理金融機関の指定及び取り消しに当たっては、地方公共団体の長が指定金融機関の意見を聞かなければならないとなっております。したがって、まずこの1つの指定金融機関を決定して、その後にその指定金融機関の意見を聞きながらの作業ということになりますので、指定金融機関の決定後、今後慎重に検討、協議を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

合田久仁男委員 はい、わかりました。

議長 なお、私の方の町も豊南農協が今しておりますが、これを辞退するけれども、ぜひ代理金融機関並びに市の代理機関としてはするようにはぜひ頼むぞという条件で辞退させていただいておりますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第38号指定金融機関の取扱いにつきまして、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、協議第26号新市の市章の選定（その1）につきまして、事務局長より説明を願います。

事務局長 事務局長の大木でございます。

協議第26号新市の市章の選定（その1）につきましてご提案申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

新市の市章につきましては、1月の第11回合併協議会で、新市の市章については合併時まで選定し、新市において定めると確認され、選定方法につきましては、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに、合併協議会において新市にふさわしい市章を選定することが確認されております。この確認内容に基づきまして、1月18日、市章の図案を香川県デザイン協会に委託いたしました。

委託の内容は、ご確認をいただきました観音寺市市章デザイン仕様書のとおりとするということで、18ページに仕様書がございますが、まず第1番目に新市にふさわしいデザインであること。2番目に、市旗とか^{きしやう}徽章等にも使用できるデザインであること。3番目に、用紙の地色を含め4色以内であること。また、色の濃淡について表したものは不可とする。4番目につきましては、他の市町村章や都道府県章並びに他商標等と類似しないものであること。5番目といたしまして、単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。6番目といたしまして、未発表作品であることといたしております。

次に、市章のデザイン制作における考え方といたしまして、新市の将来像でございます「海・山・川そして人が織りなす『新・田園都市』」にふさわしいデザインであることといたしております。

次に、提出でございますが、提出する図案は10作品程度とするということで、平成17年2月から3月にかけて県デザイン協会が会員に対して作品募集を行い、30作品の応募がありました。この30作品の中から県デザイン協会において選定審査を行い、10作品に絞り込み、3月23日に提出をしていただきました。また、提出に当たりましては、デザインの趣旨を記載することといたしております。

なお、事務局におきましては、提出されました市章候補10作品について、全国の市町

村章や都道府県章並びに他商標等の類似調査を行いました。調査した結果、類似するデザインはなく、仕様書の要件を満たしていることを確認いたしております。

市章の選定は合併協議会において選定をするということでございます。

また、著作権等につきましては、合併協議会及び新観音寺市に帰属するというところでございます。

市章につきましては、先ほども申し上げましたが、市の旗や^{まじょう}徽章あるいは庁舎への市章取り付け、各種印刷物等に広く活用するため、合併時までに選定し、選定された市章を10月11日告示いたしまして、正式に新市の市章といたしまして決定する予定であります。

それでは、提出されました新観音寺市の市章候補10作品についてご説明いたします。

ここで、新観音寺市の市章候補10作品を皆様方に配付させていただきます。

ただいま配付させていただいております10作品でございますが、A4、5作品を2枚綴りにいたしております。それから、モノクロ、いわゆる白黒でございますが、モノクロ作品をあわせて配付させていただきます。なお、さぬき市、東かがわ市等5自治体の市章を参考資料としても配付させていただきます。ご参考をお願いをしたいと思います。

なお、皆様方に配付させていただいております新観音寺市の市章候補10作品についての応募者の氏名は伏せさせていただきます。作品本位で委員の皆様を選んでいただくかと思っております。

それでは、ここで私の方から新観音寺市の市章候補10作品について発表させていただきます。

まず、作品番号1。作者のデザイン趣旨。合併する3町の特徴をマークにした。一番下の「青」は観音寺市の「穏やかな海」を表現。観音寺市は穏やかな海、燧灘に面した、昔から漁業や水産加工が盛んな町。真ん中の「白」は豊浜の「白い柔らかな綿」を表す。豊浜町は昔から綿の産地として有名。海に面した穏やかで静かな町。上の「緑」は大野原町の「穏やかな山」と「盛んな農業」を象徴する。だ円を基調とした柔らかい全体のカタチは、香川県の中でも、特に穏やかで自然豊かな土地柄と穏やかな人々をイメージした。

作品番号2。観音寺市の「か」をモチーフに、豊かな山、田園、海、川、人をイメージするように表現した。また、現在の市町章はそれぞれが使われており、新市章も平和、調和を象徴したを基本にした。色彩については、豊かな山・田園をグリーン、海・川をブルー、人・活発・元気をオレンジで表現した。

作品番号3。新市の恵まれた自然環境である海（ブルー）・山（グリーン）・川（ライトブルー）で表現し、全体的な形はそこに暮らす人々が、活発に営み躍動感のあるまちを表しました。

作品番号4。レッドはSun = 太陽であり、そこに生活する人々の健やかさである。グリーンは自然の豊かさ、田園都市を意味する。グリーンはまた大きく両手を広げてこの都市を築いていこうとする人型であり、レッドは飛び上がり開脚した人物である。「いのち」の輝きが尊ばれる新観音寺市の高い理念が垂直に真っすぐ貫かれている。

作品番号5。新観音寺市を創るのは「人」である。豊かな自然、海・山・川に育まれて、健やかな郷土とやすらぎがとけ合う協働のまちのシンボルは躍動する人型2体が上下に組み合わさったレッド。それを支えるブラックは、この地域が培ってきた精神的土壌を意味する。

作品番号6。「かんおんじ」の「かん」をモチーフに作成。「ん」にあたる部分は、地域と人を指し、そこから「新・田園都市」としての新市の情報や理念・将来像などを全国へ向けて発信していく様をイメージしています。

作品番号7。円の組み合わせは1市2町の連帯と融合を表し、観音寺市のシンボル銭形も表現している。山が緑、青が海・川、オレンジが人、赤が飛躍をイメージさせ、新しいまちの可能性を見出すものである。

作品番号8。新市の名称の頭文字「か」にも読める3つの図形で構成された形は、それぞれ「海・山・川」の意味を持ち、地域の自然環境の豊かさと三豊平野に広がるのどかな田園風景をイメージさせます。パズルのような図形の交わりは、人々の交流と融合を表し、そのフォルムは子供や老人に対するやさしさを感じさせます。

作品番号9。豊浜町、大野原町、観音寺市の3つの行政区が1つになりながらも、それぞれの個性 = 3つの突出したラインを保ちながら、下の方では融和して一つとなり、全体は未来へ向かって伸びているというイメージ。

作品番号10。新観音寺市のローマ字の頭文字「K」をかたどり、自然豊かなこのまちをイメージし、緑の育成（草木・作物等）、水の流れ（海・川）、太陽の温かさ（人・産業・文化の発展）を表現したもの。全体的に丸みを持たせ、3つのまちの調和と産業・文化の飛躍発展を象徴させた。

以上が新観音寺市の市章候補10作品でございます。合併協議会でこの作品の中から1作品選定していただくこととなりますので、どうかよろしく選定のほどお願い申し上げます。

す。

なお、選定方法につきましては、第11回の合併協議会で、県デザイン協会から提出されました市章10点の候補作品の中から、会長と各委員が選定理由を付して投票し、有効投票総数の過半数を獲得した図案を新市の市章として決定し、その図案について合併協議会が全会一致で新市の市章とすることを承認する。

なお、第1回目の投票で過半数に満たない場合は、得票の多かった上位2作品で再投票し、過半数を獲得したものとする。

また、スケジュールにつきましては、本日第13回合併協議会で図案を提案し、持ち帰っていただき、選定理由を添えて後日郵送で事務局へ送ってもらい、次回5月の第14回合併協議会で選定するとのことでご確認をいただいております。

ここで、会長から選定方法につきましてご提案がございますので、よろしく願いをいたします。

議長 ただいま事務局長からいろいろ説明があったとおりでございますが、市章の選定について、後日選定理由を添えて郵送で事務局へ送ってもらい、次回5月の第14回合併協議会で選定するとのことでご確認されておったのでございますが、ここで皆さん方にお諮りいたしますが、それを持ち帰って後日郵送というより、本日この場で委員より新市にふさわしい市章を選んでいただくことの方がいいんじゃないかと考えます。イメージ性、色の配色、馴染みや安らかさ、親しみやすさ、住民への訴え、支持、新市の特徴をあらわす、夢や希望を持たず、そして新市の市章にふさわしい等総合的に判断されて、この場で投票していただき、本日この場で選定した方がよいと思うように私も感じた次第でございます。別にこれをどうこうというわけでもございませんが、皆さん方のご意見をいただきまして、ご意見がなければその方向でいたしたいと思っております。忌憚のないご意見をひとつ出していただきたいと思います。

議長 それでは、いろいろ皆さん方もお考えがあらうかと思っておりますので、この協議会の場でそれを採決してどうこうという気持ちはございませんので、できればひとつご意見が統一できればそうしたらええと思っておりますので、これからは一応意見交換会に切り替えさせていただきます。忌憚のないご意見を出した中で結論を出していただきたいと思いますので、一応休憩して、意見交換会に切り替えさせていただきます。

〔意見交換会〕

〔協議再開〕

議長 それでは、協議会を始めたいと思うんですが、意見交換会でいろいろご意見は出ていたと思います。県デザイン協会から提出された市章10点の候補作品以外にも、計30点は出とんで、その中から選んだらいいんじゃないかというご意見もございます。

それでは、一応30作品を並べて皆さん方見ていただいて。

それでは、準備します。準備の為、少し休憩をします。

〔休憩〕

議長 それでは、協議再開いたします。

どういたしますか。この中で決められますか。

森委員 やらないかんでしょう。

白川副会長 もうやらないかん。

議長 それでは、この30点から出すということをもとに決めさせていただいて、次に皆さんからご意見ございましたら。

藤田委員 1人1点ずつ選ぶのですか。

議長 どうですか。この中で1人1点選ぶというのは。

森委員 1点にせんと個性が出んけん1点にせないかん。

藤田委員 1点に決まる人はいいけど、2点を限度にして。

森委員 それから選ばれたやつをもう一遍議論せんといかん。

藤田委員 選定したものをきちんと住民に説得しとかないかん。

森委員 中途半端なのが出てくると困る。

議長 今やっぱりこの中で1点を皆選んでというご意見ですけど。

美藤委員 もしこっちばかりした場合に類似があったら弱るわな。

大木事務局長 ですから、基本的にはこっちの10点の中から選んだ場合は、もう類似調査をしとりますから。ただし、10点以外の20点あわせて30点の中から選ばれたときに類似調査をして、類似のがあったらもうそれは除くことになります。

森委員 そうするとここで10点のほうから1点と他の20点の方から1点と。

藤田委員 そりゃもう私がそういうのが決まらんかったらいいかんから、2点を最大限で1点しか入れない人がおってもええからな、2点を最大限にして。

森委員 ほんならこっち1点、こっち1点の2点を選ぶということで。

久保委員 その方がいい。

森委員 こっちからは1点で、こっちで1点と。

藤田委員 ほんだらこうしたらええ。2点を最大限度にしてな。

美藤委員 いや、ほんでもこっちの10点の方から1点入れたら、こっちの20点の方からも1点は必ず入れるようにしてなかったら決まらんわ。

議長 それでは、皆大体ご意見出ようんですけど、こっちで1点と向こうで1点。すなわち30点の中から1人2点選ぶということで。

藤田委員 いや、異議の可能性がある、ここは全部1入るんやったら片一方はばらけるがな。20分の1で、確率で言うたらすぐ分かる。

久保委員 こっちで1点、こっちで1点、そっちで1点、3点とったら間違いない。

藤田委員 限定せんでええじゃない、せっかく出したんやから、フリーにしてな、フリーにしてやな、フリーにして森さんおっしゃるようにな、1点というんだったらまだいいわ。フリーにせんな。あっちに1点こっちに1点せんでも、全部の中でしたらいいんでないか。

議長 どうですか。今1点ずつ選べという意見と、全部の中で2点選べという意見が出ておりますが。

藤岡委員 全然違うんですから。

議長 ほんならこれ1点にしますか、2点にしますか、全体の中で。

森委員 2点にしよう。

議長 2点。

久保委員 全体で2点ということは全体で2点。こっちで1点あっちで1点選んでも全体で2点も一緒。

議長 それでは、30点の市章候補作品の中から2点ということで。

大木事務局長 そしたら、今から投票用紙をちょっと用意させていただきます。

それと、番号が、同じ番号ありますので、その番号をちょっと振り替えさせていただきます。

大木事務局長 済みません、一応番号を打ち直しまして、こっちはもうこのままの番号、1から24まで書いていただきます。こちらの方は全部3をつけとりますから、31、32、33。それでいってこちらの端は310という番号になります。全部で30作

品ありますのでその中から皆さんに2点を選んでいただきます。選んでいただいた2点の中からまず1回目、過半数を獲得したものを選定すると。

白川副会長 とったらもうそんで決まり。

大木事務局長 とったものについてはもうそれを優先すると。ただし、もしこちらに10作品以外の20作品の方に過半数を獲得したものがあつた場合、類似でだめな場合には今度第2位のが上がってくるという感じでよろしいわけですね。

議長 そうそうそれでよろしいと思います。

大木事務局長 そしたら、今から投票用紙を。

議長 そしたら、用紙を配らせていただいて、書くまでにちょっと。5分休憩しとる中で書いてもろうて投票するという事にさせていただきます。

大木事務局長 ちょっと済みません。今、横内委員の方からこの場で決めるのか、それとも2点なら2点上位を選んで再度持ち帰って決めるのかと。諮っていただいてというご意見です。

議長 そしたらひとつここで選んでいただいて、過半数に達したらそれを持ち帰らんでここで決めるということですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

白川副会長 過半数に達したらで。

議長 はい。

白川副会長 達したら。

議長 過半数に達したらということです。

横内委員 だけどころ市章だからできるだけ多くの人に選んで、一応見ていただいて納得のいくようなもの。

議長 それしたらまた決まらんと思う。

大久保委員 決まらん。

美藤委員 決まったら、決まったでと言い切らな。

藤田委員 何回やるん。過半数に達するまでやるん。2回やるん。

大木事務局長 一応は、今までのところでは第1回目と再投票で。

藤田委員 2回だけな。

大木事務局長 2点書いてもらって、もしそれが。

白川副会長 過半数があればそれで決まり、なかったら上位2点でするんじゃから。

藤田委員 いやいやだからそれは違う。再投票なったらすつと決まるのは分かる。投票は2回すると。決まらんかったら。二つか三つかわからんよ。それだったら横内さんがおっしゃるような話でもええわけよ。我々のここでは全体の2回投票しても、上とれんかったから、2点や3点やったら持って帰って、そりゃそこでやったらええと思うよ。何回もやんりよったら決まるんが当たり前よ。

白川副会長 何回も言うたって、今の2回で決まる。

議長 2回で決まる。

白川副会長 いやいや、だから過半数に達してなかったら。

議長 これは持ち帰ったりしよったらとても集約がならんと思う。

井上委員 2つぐらいだったら持ち帰っても決まるんじゃないですか。

白川副会長 持て帰ったらまた向こうでまあ投票せないかいかんわ。どっちが多いか。

森委員 持って帰って決めて、また次回の26日に投票するんかい。

議長 そしたら、まずとにかく新市にふさわしい市章を投票していただいて、過半数達せん場合は上位2位でやると。

森委員 決戦をな、はい。

議長 決戦すると。

森委員 決戦投票。

大久保委員 だったら過半数が2つになったら。

大木事務局長 過半数2つはならんと思う。過半数は今17人ですから、17人の委員さんが2つずつ投票していただいて、一応34票で過半数は18です。

大久保委員 2票持っとるき、なる可能性ある。一緒なんばっかり見たら。みんなの気持ち合うたらなる。

議長 そういうことで、まず5分間の間にちょっとそれ決めて投票。

藤田委員 1人が同じもんに2票入れるわけにいかん。

久保委員 そりゃいかん、いかん。

大木事務局長 そしたら、今から1回目の投票選定書の用紙を配らせていただきますが、委員氏名は必ずお書きください。委員氏名がない場合は無効とさせていただきます。

久保委員 記名投票か。

藤田委員 記名投票。

大木事務局長 それから、あと作品番号は記入をしていただかないと、作品番号のないのは今度棄権とみなされますので、まず委員名と作品番号、選定理由を書いていただきます。

美藤委員 2票入れるん。

大木事務局長 ここへ番号を2つわかりやすいように2つ書いていただきます。

久保委員 何番何番で。

大木事務局長 そしたら配らせていただきます。

白川副会長 黒板にもう何番、何番いうて「正」書いていったら早い。

大木事務局長 一応委員氏名、記名投票で2つ作品を書いていただきます。

白川副会長 投票に行くんかな。

大木事務局長 投票箱持ってまいりますから。一応全部30の中から2作品書いていただきます。

(投票用紙記入)

大木事務局長 記入終わったでしょうか。投票箱持ってまいります。それでは、投票お願いします。

(投票)

大木事務局長 投票漏れはございませんか。そしたら開票させていただきます。

久保委員 局長、そこでずっと読みもっていったらええんじゃ。

(開票)

大木事務局長 そしたら、開票の結果ですが、上位2作品を読み上げさせていただいてそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大木事務局長 そしたら、上位310番12票、続いて23番7票が一応上位2作品となります。

一応過半数につきましては、先ほど申しましたように17名の委員さんが2票ずつ投票していただきましたので、一応34票で、過半数は18が過半数になります。一応上位2作品が第1回目の投票で残ったということであります。

議長 以上の結果ですけれども、大体決まったようなもん、もう一遍しますか、これ。

藤田委員 だって2番目につけといて入っとるかもわからん。

議長 それでは決戦投票ということで。

森委員 僕らはこっちに1番、こっち2番目についでに決めとるけんね、もう310で決まったようなもんじゃろうが。決戦より、その方がすっきりするで。

議長 やったらええという意見がありますのでやりませんか。結果論は出とるような気がしますけど。

森委員 もう1回やったらもめたような印象残るし。

白川副会長 そこは話し合いでということ。

議長 どうですか。今、森委員さんがあのような話ですけど。もう大体僕は決まったと思うんで。

藤田委員 いやいやそれはええけど、理屈で言うとな、1番で入れたらばらけたと、2番森さん言うように2番には入れた可能性もあるん。それはな。最初に過半数に達してない場合はもう一回やるというのを決めとんやけん。

議長 やれと言えはそのルールにせないかんですけど、今、森さんは円満譲歩ここまで来とんであれば、もうその方が円満でないかいう提案なんです。

藤岡委員 結論は出とんじゃけえ。あの2点で入れたら今度次必ず過半数になるんじゃないですか。

議長 はい。それでは、議会の民主主義でひとつ、もう一遍ほんなら再投票でお願いします。今度は1票でお願いします。

大木事務局長 そしたら、作品番号310と23だけ机の上に置かせていただいて、あとは回収させていただきます。

それから、再投票用の投票用紙を今から配付させていただきます。

必ず委員氏名はご記入ください。作品番号は1点のみ、1作品を書いていただきます。

大木事務局長 ご記入が終わりましたら、事務局から投票箱をまた持ってまいりますので、ご記入願いたいと思います。

(投票用紙記入)

大木事務局長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大木事務局長 それでは、投票いただきたいと思います。

(投票)

大木事務局長 投票漏れはございませんか。そしたら開票させていただきます。

(開票)

大木事務局長 それでは、再投票行いました開票結果を発表いたします。

黒板に開票結果を掲示させていただいております。作品番号23番5票、作品番号310番12票、以上でございます。

議長 ただいま事務局長が発表したとおりでございます。

それでは、作品番号310番を新市の市章に選定させていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、作品番号310番を新市の市章に選定させていただきます。

ここで改めて選定されました市章の趣旨について事務局長より発表させていただきます。

大木事務局長 委員皆様方の選定をいただきました結果、作品番号310番が新市の市章に選定をさせていただいたわけであります。ここで改めてデザインの趣旨について発表をさせていただきます。

新観音寺市のローマ字の頭文字「K」をかたどり、自然豊かなこのまちをイメージし、緑の成育(草木・作物等)、水の流れ(海・川)、太陽の温かさ(人・産業・文化の発展)を表現したもの。全体的に丸みを持たせ、3つのまちの調和と産業・文化の飛躍発展を象徴させた。

以上でございます。

議長 それでは、新市の市章となります310番を披露させていただきます。

これでございますので。

大久保委員 見なれたら愛着があっている。

議長 以上をもちまして市章の選定を終わらせていただきます。

大木事務局長 本日は報道関係者の方もお見えでございますが、報道関係者の方、先ほどの市章の披露でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大木事務局長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。

議長 続きまして、その他に移りたいと思います。

第14回の協議会日程につきまして、総務広報班長より説明をお願いします。

総務広報班長 失礼します。

19ページをお開きいただきたいと思いますが、次回第14回の協議会のご案内ですが、5月の第4木曜日、5月26日を予定しております。時間と場所につきましては、午後1時30分から当会場で予定しております。

なお、会議内容につきましては、調整が整った項目をご報告させていただくことになるかと思えます。ご出席のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第14回の協議会の日程につきましては原案のとおりといたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして終始熱心にご協議いただき、どうもありがとうございました。本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

【午後3時32分閉会】